

社会福祉 あきた

NO.
333
2015.3.31



【写真】
「仁賀保高原(にかほ市)」

特集

- P2 社会福祉協議会の挑戦!
- P6 福祉サービス「第三者評価」を受審しました!
- P7 職場紹介リレー
- P8 平成27年度 秋田県社会福祉協議会事業方針及び予算
- P10 皆様の善意
- P12 シリーズ“こだわりの品”



ふれあいネットワーク

社会福祉
法人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyō.or.jp>

特集 社会福祉協議会の挑戦！

横手市社会福祉協賛会・羽後町社会福祉協議会・鹿角市社会福祉協議会

2025年はいわゆる団塊の世代が75歳を迎え、65歳以上の高齢者が人口の3割に達すると予測されています。政府はそれまでに地域包括ケアシステムの構築を目指し、様々な施策を推進しています。

特に、平成27年度は介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援法の施行など、地域福祉推進に大きな影響をもたらす制度改革が行われるほか、社会福祉法人制度の見直しについても議論が進んでいます。

こうした中、社協には地域のあらゆる生活福祉課題に向き合い、制度の狭間にある問題や、問題を抱えていながらも制度やサービスにつながっていない人々に目を向ける確に支援につなぐほか、既存の仕組みで対応できないものについては積極的にその仕組みを開発することで、必要な支援につなげることが期待されています。

この度の介護保険制度の見直しでは、従来の介護予防給付が新たな総合事業に再編され、住民主体による多様なサービスの充実を図り、地域の支え合い体制づくりを推進することを基本的な考え方としております。

したがって、団塊の世代の高齢化を課題と捉えるばかりではなく、その世代を積極的に地域活動に取り込み、地域の担い手として活躍できる環境整備を目指す必要があります。

また、社会とのつながりを持ってなくなった方たちが社会復帰への一歩を踏み出すための支援や、認知症高齢者の増加、知的障害者などの地域移行が進む中で、権利擁護支援の取組みを総合的に展開することが求められています。
本特集では、こうした課題に積極的に挑もうとする市町村社協の取組みをご紹介します。

横手市 社会福祉協議会 「父ちゃんの楽校」

◆社協が退職世代の セカンドライフを応援◆

職場中心の生活を送ってきた方々が、定年退職によって地域を中心とした生活になる際、一生懸命仕事に励んできた方ほど「地域とのつながりがなかったことに改めて気が付いた。」との声を聞くことがあります。そんな退職者等の仲間づくりや生きがいづくりを応援しようと、横手市社協は平成21年度から市内の退職世代やシニア世代を対象とした「よこて父ちゃん



んの楽校（がっこう）」を開校しています。

それまでの社協事業は男性の参加が多いとは言えない状況がありました。ユニークなネーミングが注目を集めたこともあり、初年度は30名の定員に対して50名の申し込みがあるなど、地域での活動の場を求めていた退職世代の期待がうかがえる結果となりました。

◆多様なプログラムにより 無理なく集える場◆

楽校は毎年6月に開校し、概ね月1回のペースで講習会や創作活動、ボランティア活動など多様なプログラムが開催され、各回10名前後が参加しています。

プログラムを会員の意向に添うものにしようと、事業が定着するまでは会員が企画する「企画会議」を開催して検討しており、参加者の長年の経験の中で培ってきた知識や技術を活かしたプログラムも取り入れています。

◆**団塊の世代を地域の担い手に◆**

この取組みに至る背景には、団塊の世代の一斉退職が危惧されたいわゆる2007年問題が雇用延長等により一度は回避され、その雇用が終わるとされた2012年に向けて再び警鐘が鳴らされていた最中であつたことがあります。

横手市社協はその状況を踏まえ、これまで仕事一筋に暮らしてきた方々が地域回帰するのであれば、地域生活者として地域に根を下し、豊かな人間関係を築き暮らしに張りを保つことで、地域活動の新たな担い手となり得ると考えました。実際に、現在会員の中には社協の協力者として関わっている方もいるということです。

◆**参加者の声からうかがう**

◆**事業の成果◆**

参加した会員からは、「会社人間だった自分に新しい仲間ができて、新たな経験もできた。充実した生活が送れている。」「退職後、家にばかりいた生活に張り合いができた。」「新しい友達が何よりの宝物。」などの声が聞かれます。事業の担当者は「講座で学んだことを地域で実践した方、覚えた料理

を家族に振る舞った方など、ここでの学びが確実に参加者の財産として根付いている。」と、事業の成果を話します。

現在、団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題がささやかかれ、政府はそれまでに地域包括ケアの構築を目指し各種施策を打ち出しております。横手市社協の実践は2025年問題への対応策になり得るものと考えられ、今後の楽校の活動にも期待が高まります。

26年度のプログラム

- ・研修「よくて食のアカデミー」
- ・実習「地産地消の料理教室」
- ・ボランティア活動
(福祉施設での網戸張替、行事への協力)
- ・救命救急講習
- ・雪下ろし安全講習
- ・料理教室(そば打ち)
- ・創作活動(クリスマス飾りづくり)
※作品は児童養護施設に寄贈
- ・スポーツ吹き矢体験

羽後町
社会福祉協議会

「てらすはうす」

◆**悩みを抱える若者を支援◆**

「誰かとゆっくり話したい。」「きつかけとなる一歩を踏み出したい。」など、様々な悩みを持ち、つなかりを失ってしまった若者の居場所を創ろうと、羽後町社協は平成25年9月に地域若者サポート事業「てらすはうす」をスタートさせました。毎月第3木曜日に町中心部の公民館を利用して開催しています。自分がしたいことをしてリフレッシュすることを目的としており、あえて何をやるのかは決めず、集まる機会と場所だけを提供しています。

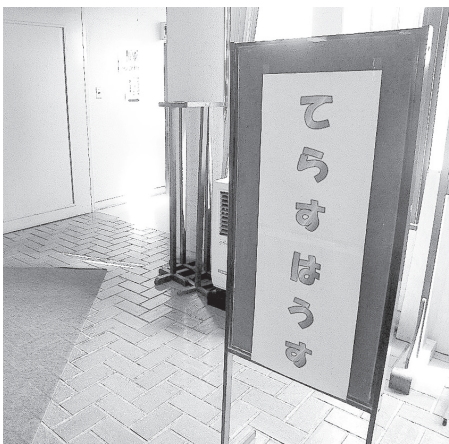
開設にあたっては、若年層の就労支援を進める「あきた若者サポートステーション」のバックアップを受け、本人や家族からの相談にも応じています。

◆**若者との関わりから事業化へ◆**

「てらすはうす」の開設は社協の地域福祉活動計画の策定がきっかけでした。それまでの計画は高齢

者支援が中心で若年層に対する取組みが十分ではなかったため、その部分を強化することが重点の一つとされました。

その背景には、以前から気になつていた若者との関わりが大きく存在します。当時、職員が定期的に訪問している20代の男性がいましたが、何らかのきつかけを作つて伺うものの玄関先の会話にとどまり、その後関わり方に迷いを抱いている最中にありました。また、かつて社協事業に関わっていた30代の男性の求職活動が長期



に渡っていることも気になつていました。両者に共通しているのは、対人関係に悩みを抱え職に就くことが困難な状況にあるという点にありました。

「てらすはうす」開催が決まった時点で、早速その男性2人に声を掛けました。しかし、特に20代の男性については参加に消極的であつたため、昼の弁当と一緒に食べることから誘い、前日に電話をかけて自宅に迎えに行くなど、少しずつ信頼関係を築くことから始めました。そうしたアプローチを続けることで、今では自ら進んで参加し、パソコンの入力作業や町内の業者から依頼される軽作業等に精力的に取り組んでいます。

なお、2人は参加者でありながら事業の運営スタッフとしても位置づけています。そうすることで実費程度の謝礼を渡し、それが参加に対するモチベーションと就労意欲の向上につながっています。

◆まずは居場所を創ることから◆

現時点での利用者は平均2〜3名と、決して多くありません。今は試行的に取り組んでいる段階で、今後の展開を考える準備期間。まずは小規模に展開しながら、その中で参加

者の反応を確かめながら徐々に広げていこうと考えています。

事業を開始する段階で、周囲からは対象者の実数を把握するための調査を行うべきとの声もありました。しかし担当者は話します。「調査には確実な方法がないうえ相当な時間を要する。それを行うことで事業の出だしが遅れる。支援が必要な方を目の前にして手をこまねいている訳にはいけません。まずは場所を創ることを優先すべきだと考えた。」対象が多ければやるし少なければやらないという発想ではなく、ニーズがある以上少しでも早く一步を踏み出したかったようです。

◆次なる一步に向けて◆

「少ない人数ながら活動は定着している。しかし、次のステップが必要な段階に来ている。それをどう導くかが今後の課題。」と、今は利用者の自立を促すための手立てを模索しているところです。

「てらすはうす」には、足元を照らす、明日を照らす、そうした光を自分たちで創っていく場所でありたいとの思いが込められており、その思いを胸に地域一丸となった取組みが進んでいます。

鹿角市
社会福祉協議会

「権利擁護センター」

◆県内の社協初となる
権利擁護センター立ち上げ◆

平成27年4月1日より、鹿角市社協は本人との契約に基づき福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）と、契約能力がない方の身上監護や財産管理を行う成年後見制度を一体的に推進する「権利擁護センター」を開設することになりました。

鹿角市社協はこれを機に組織と



して成年後見人等を担う法人後見に着手し、これまで身寄りがないなどの理由で成年後見制度の利用につながらなかった方の支援に積極的に乗り出す予定です。県内で法人後見を担う社協は湯沢市社協に次いで2例目。日常生活自立支援事業の基幹的社協として両制度をつなぐ機能を有する権利擁護センターとしては県内初となります。

◆関係機関・新制度との併走へ◆

近年、当市における日常生活自立支援事業利用者の判断能力は低下傾向にありました。そうした中、昨年9月に社協が入居する福祉保健センター内に法テラス鹿角法律事務所が開設。両者で情報交換を行う中で鹿角エリアの権利擁護体制構築の必要性に共鳴したことがきっかけとなり、当事務所のバックアップにより権利擁護センターの立ち上げを目指すことになりました。

また、当時は生活困窮者自立支

援制度の自立相談支援事業の受託に向けた準備を進めていた時期にもありました。その対象者には判断力が低下している相談者が見込まれることもあり、一体的な相談支援を目指そうと総合相談支援窓口の拡充を図る動きがあったことも構想を加速させる一因となりました。これを機に組織の再編を行い、平成27年度から総合相談機能を担う相談支援部門が新たに設置され「ふくし総合相談窓口」の看板が掲げられることになりました。

◆切れ目のない支援を目指す◆

現在、当市の日常生活自立支援事業利用者の中には書類への記名が難しい状態になってきている方がいるほか、今後施設入所を進めるうえで後見人等を必要とするケースもあり、成年後見制度の利用が急がれるケースもあります。今後はそうした方々に対して支援を途切れさせることなく、円滑な支援移行が可能となります。

権利擁護センターとして当面は法人後見を中心とした支援活動を軸に進めるものの、将来的には日常生活自立支援事業の生活支援員の育成と絡めた市民後見人の養成

も視野に入れていきます。

◆総合相談支援体制の確立へ◆

担当者は次のように話します。「現時点で社協の存在が住民に十分認知されている訳ではない。しかし、ここ数年地域に入る事業を地道に重ねてきたことで活動を理解する方が増えてきた。今後、さらに権利擁護センターの活動に取組み、総合相談機能を手厚くすることで、何かあったら全面的に支援するという姿を見てもらいたい。『あそこに行けば何とかしてもらえる。』と、困ったことがあれば自然に足を運んでもらえる場所にしていきたい。」

日常生活自立支援事業のスタートから年月が経ち、今後判断能力が低下し成年後見制度の利用が必要となる利用者が増加することが予想されます。こうした中、今後ますます法人後見を含めた成年後見制度につなぐ取組みが必要となることから、この度の鹿角市社協の動きは、総合相談支援体制の構築を目指す市町村社協にとっても極めて貴重な一歩だと言えます。

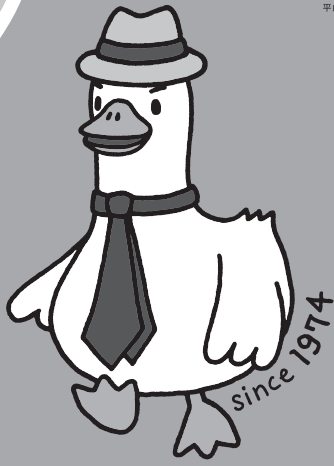
通院・入院・抗がん剤・診断一時金
＼NEW/
**新 生きるための
がん保険 Days**

女性特有の
がんにも
手厚い
＼NEW/
**新 生きるための
がん保険 Days**
レディース

すでにアフラックの
がん保険に
ご契約の皆様
＼NEW/
**新 生きるための
がん保険 Days+**

アフラックは
がん保険
契約件数
No.1
平成26年度「インシュアランス生命保険統計」

新登場。
最新のがん保険、
アフラック



はじめてダック

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

ナカイ株式会社 秋田支店

☎0120-712-816 FAX 0120-712-096
〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

「生きる」を創る。



アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)
秋田支店
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50
シティビル秋田3F
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AF広宣課-2014-0044-1412503 8月25日

福祉サービス「第三者評価」を受審しました！

社会福祉法には、社会福祉事業の経営者が自らその提供する福祉サービスの質の向上に努めることが定められており、そのための有効な手段の一つに「福祉サービス第三者評価」があります。

本会では、3年に1回以上の受審と評価結果の公表が義務付けられている社会的養護関係施設(※)のほか、保育所、障害福祉施設、特別養護老人ホームの第三者評価を実施しています。

今回は、平成26年度に本会で第三者評価を受審した5施設の受審後の感想を紹介します。

(※社会的養護関係施設…児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設)

児童養護施設 感恩講 児童保育院

今回の第三者評価の受審は、大変勉強になりました。資料等は職員が一丸となって準備を進めてくれ、職場内も一つにまとまることのできたように思います。

訪問調査では、調査者の方々から、改善すべき点や課題等をご指導いただくことができました。

感恩講の長い歴史の中で培われてきたものは多く、これまでの実践が認められて自信を持つ一方で、不十分な点や気付かなかった点も多く指摘されました。やはり、違った視点で外から見ただけだと、重要なことだと実感しました。

勤務の長い職員にとってはショックが大きかったかも知れませんが、むしろ、これまでの取り組みの仕方を見直すいいきっかけになったことと思います。

今回のご指摘を受けてマニュアル作成等の課題に取り組んだおかげで、なんとか目標に到達できそうです。これを基本に子どもたちのより良い自立支援に向けて努力したいと思っております。



指定障害児・者支援施設 東山学園

東山学園では、成人棟と児童棟それぞれに対し、七月八月にかけて三年ぶりに第三者評価を受審しました。その後、改善できていたのか、何を取り組んで来たのか等を改めて考える機会にもなりました。

今回、事前家族アンケート回答率が、成人棟家族92・1%、児童棟家族79・2%と高いもので、率直なご意見・要望も頂きとてもありがたく、感謝しました。

施設の頑張っている部分も頂き、職員も自信に繋がりが質の高い支援を目指すところへです。また、改善を要する事項に対しては、早速職員一人一人の研修計画カードを作成する等スピード感を持って取り組んでいます。

今後、東山学園の児童施設の役割として、子どもの育ちに大切なより家庭に近い環境の小舎制と個人の尊厳を確保した成人施設の個室化に向けた目標を持ち、児童利用者の幸せのために進んでいきたいと思っております。



児童養護施設 県南愛児園「ドリームハウス」

この度は第三者評価受審の講評を頂き大変ありがたうございました。丁寧の一つ一つ受審いただきましたこと改めて感謝申し上げます。日々子ども達の直接処遇に時間を費やし何が不備なのか、不足なのか適切な資料の整備等が整理されてなかった事が指摘通りだったと思います。この度の評価で改めて課題がはつきり見えた次第です。真摯に受け止めたいと思っております。三年に一度の義務化は自分たちの仕事を振り返る良い機会であると思います。生活環境、地域との関係、危機管理等しっかりと整備されて当たり前であると思えます。施設生活を余儀なくされた子どもたちが何処の施設で生活しようとも同じサービスが受けられ安心して生活できる場を私たちは提供しなければいけません。

今後、児童養護施設は児童の生活支援に力を入れたいと思っております。児童の生活支援に力を入れたいと思っております。



母子生活支援施設

秋田聖徳会若草ハイム

今回はじめて、第三者評価を受審したことで、多くの勉強する機会を与えてもらいました。自己評価から始まった取組みも、職員が一つになっていくことで、チームワーク作りにも役立ちました。

二日間の訪問調査の中では、今後の課題もあり、職員間で話し合いながら課題解決に向けて取り組みたいと思います。高く評価して頂いた点には、具体的な内容を示されており、職員には自信と励みにもなりました。受審を終えてみて、すぐ取り組める課題、時間を要する問題、資金が必要な課題に分けて取り組んでいくことが大切だと考えています。

最後に、今回の評価の意味を全職員で確認しながら、施設運営の改善に取り組み、より良い支援ができるよう努めていきたいと思っております。



乳児院 秋田赤十字乳児院

今回、三回目となる第三者評価を受審しました。

前回よりも項目が細分化され、特に自立支援計画や家庭支援、権利擁護に関する内容が多かったように感じました。

今回の受審にあたり、いかに記録し、情報共有の方策を取っているかが重要であるかということに気づかされました。

嬉しいことに大部分で高評価をいただきましたが、苦情受付に関する情報開示についてご指摘いただき、早速改善に取り組みことと致しました。

今後も、職員一丸となり子どもと、子どもを取り巻く家族・里親支援、地域支援の充実と、養育の

質の向上を目指していきたく思います。



職場紹介

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。



「地域の皆様の笑顔のために」

(福) 八竜山本ふくし会

特別養護老人ホーム美幸苑

広報担当 三浦 登志久

特別養護老人ホーム美幸苑は「メロン」と「じゅんさい」を特産とする、山本郡三種町にあります。三種町役場と八竜中学校に隣接し、また「日本の海水浴場百選」に選ばれた「釜谷浜」の近くにありまます。

その「釜谷浜」で、7月25日・26日の両日開催される「サンドクラフト」の砂像作りに参加します。委員会メンバーが一週間程度かけて制作する砂像は一度見に来る価値があります。それと並行して準備をしていく「美幸苑祭」は地域のボランティアの方々や、保育園児から中学生の協力を得ながら開催するイベントになっています。このイベントに向けて委員会メンバーは、忙しい日々になりますが、ご利用者様、地域の皆様に喜んで頂けるよう頑張っています。

さて、当苑では「介護力向上講習会」に参加し自立支援介護理論を学んでいます。おむつを使用している方が、トイレで自然排泄ができるようになる取組みを実践しており、トイレでの排泄

ができるようになったとご本人はもとより、ご家族にも、大変喜ばれています。「おむつゼロ」達成に向けての道のりは、長く、時間がかかると思いますが、職員一人ひとりが個別ケアの資質向上を目指し取り組んでいます。また冬期間には、一人暮らしの高齢者世帯を対象とした除雪ボランティアを行なっています。対応できる件数は限られますが、「除雪をしてもらってほんとに助かった」「ほんとにありがたかった」等の感謝の言葉は職員にとつて大きな励みであり、今後も少しでも多くの方々に奉仕できるよう努めていきたいと思っています。



サンドクラフト 2014in みたね作品展 !!

住民参加による

「福祉でまちづくり」の実現に向けて

平成27年度 秋田県社会福祉協議会事業方針及び予算

《基本方針1》多様な主体との協働による生活支援の強化

「地域の住民参加による、誰もが安全に、安心して暮らせる『福祉でまちづくり』」の実現に向け、市町村段階の関係機関の連携による生活福祉課題の把握と解決の仕組みを構築するため、引き続き「地域福祉再構築推進事業」を実施します。

また、住民に最も身近な町内会や自治会などによる生活支援活動を推進し、その仕組みづくりを行う「地域支え合いの仕組みづくりモデル事業」を進めます。

さらに、「福祉を支える人づくり」を目標に、これまで「コミュニティソーシャルワーカー」の養成、スキルアップ研修等を行っています。が、生活困窮者自立支援制度（自立相談支援事業）における「相談支援員」や介護保険制度改正に伴い地域支援事業で設置される「生活支援コーディネーター」と役割・機能が重なる部分が多く、総合相談・生活支援活動を強化していくうえでも市町村社協がその任を担

うことができるよう、研修等を通じて実践力の強化を図ります。

ボランティア活動の推進では、地震や豪雨などの自然災害の発生を想定した市町村社協の災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成に向けた支援のほか、災害ボランティアコーディネーターの養成・確保等に加えて、あらためて福祉教育の理解促進に取り組めます。

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等で判断能力が不十分な方への日常的な金銭管理及び必要な福祉サービスの利用援助等を行う「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」では、事業（援助）の適正を期すため、基幹的社協及び生活支援員の指導を行うとともに、本事業の利用ニーズの増大に応えることができるよう、事業の実施体制等について引き続き県と協議していきます。

さらに、本事業利用者が成年後見制度に円滑に移行するためのシステム確立や市町村社協による法人後見実施など、新たな権利擁護

体制の構築に向けて、新規にモデル事業を実施します。

また、生活困窮者自立支援制度の実施に伴い「生活福祉資金貸付制度」の運用が見直され、市町村社協が、自立相談支援機関等と連携し対応することが求められることから、多様かつ複合的な課題を抱える世帯に対してより効果的な相談支援活動が展開できるよう、市町村社協の体制構築を支援し、社会的に援護を要する世帯の自立促進を図ります。

重点項目

- 地域福祉再構築推進事業の実施
- 地域支え合いの仕組みづくりモデル事業の実施
- 新たな権利擁護体制の構築モデル事業の実施
- 生活困窮者自立支援法に対応した生活福祉資金貸付制度の運用と相談支援体制の構築支援

《基本方針2》社会福祉事業者の経営基盤強化と質の高いサービス提供

社会福祉事業従事者を対象に、県受託の階層（経験年数）別研修や職域（職種）別研修のほか、自主企画研修である認知症介護に関

する研修や介護福祉士等の受験準備講習会、介護実技講座、中堅職員スキルアップ研修等の充実を図るとともに、職場内研修（OJT）への支援等を通じて福祉保健従事者の資質向上を図り、質の高い福祉サービスを提供する人材育成と専門性の向上に努めます。

また、「秋田県福祉保健人材・研修センター第2期アクションプラン」の活動方針に基づき、「無料職業紹介」機能の強化と積極的な求人開拓に取り組むとともに、人材の確保・定着の促進に向けて、福祉の仕事への就労を希望する求職者の開拓や介護福祉士・訪問介護員などの福祉・介護の資格を有する方々の就労及び復職支援等のほか、社会保険労務士等の専門職の派遣・指導を通じた労働環境の改善支援などに取組めます。

なお、近年、介護職を中心とした人材不足や職員の定着化の促進が課題となっていることから、平成26年度に実施した、社会福祉施設等における福祉人材確保・定着化に関する調査研究に引き続き取組み、その対策等の検討を行います。

一方、社会福祉法人の在り方をめぐって、厚生労働省が出した「社会福祉法人の在り方について」の中で、法人運営の透明性の確保や

地域における公益的な活動の推進を行うことを法律上明記すべき等について報告がなされました。こうした情勢を踏まえ、経営相談事業の充実を図るなど社会福祉法人経営の強化を支援するとともに、今後の国の動向を注視しながら、社会福祉法人経営者協議会との連携のもと社会福祉法人の地域公益活動の在り方の検討に取組むほか、社会福祉法人・施設と社協との連携による地域貢献活動推進モデル事業を実施し、地域の生活課題の対応に向けた地域貢献活動の推進を図ります。

重点項目

- 福祉保健従事者研修の充実
- 福祉人材の確保とマッチングの促進
- 人材の確保、定着の促進の方策等検討
- 社会福祉法人・施設と社協の連携による地域貢献活動推進モデル事業の実施

《基本方針3》生活福祉課題の解決に向けた機能強化

県民が抱える多様な生活福祉課題の解決に向け、地域福祉推進委員会における関係機関や団体との

連携・協働によるネットワークを強化し、本県を取り巻く様々な福祉課題解決に向けた調査・提言活動と要望活動に取組みます。

昨年度、地域福祉推進委員会の専門委員会として設置した「福祉人材の確保・定着化に関する委員会」において、人材の確保と定着化に向けた調査研究と在り方について引き続き検討し、報告書としてまとめ県や介護事業所等への提言にいかします。

また、県民の社会福祉に関する理解と関心を高めるため、ホームページや広報、会員向けメールマガジンの内容充実など情報提供機能の強化に努めるとともに、社会福祉大会や県民フォーラムの開催などを通じて県民・福祉関係者の共通認識を図ります。

重点項目

- 種別協議会・団体との連携・協働による地域福祉推進委員会の機能強化

《基本方針4》組織・経営の強化

本会の組織・財政基盤の安定のため、引き続き会の円滑な運営と組織の強化に取組むとともに、国・県の補助・受託事業の確保、拡充に努め

ます。さらに、施設の火災・自動車共済、自動車リース化などの促進を図り多様な自主財源の確保に努めるとともに、会員制度に基づく会員・会費規程の見直しを進め、安定的な財政基盤を目指します。

また、災害発生等緊急時において組織対応を明確にするために、リスクマネジメント及び危機管理体制づくりに向けて検討します。

秋田県社会福祉会館は、経年劣化による修繕箇所も多いため、利用者者の安全・安心の確保に向けて県と協議しながら計画的な修繕を進めるとともに、指定管理の更新に向けた検討も併せて行います。さらに、会館の機能を活用し、障害者や高齢者の交流促進、健康増

進などに取組むため会館サポートによる自主事業を積極的に推進します。

職員の資質向上については、職員研修要綱を策定、各種研修への参加や資格取得への支援を通じ資質向上を図ります。

重点項目

- 会員及び会費規程の見直しと新規程の検討
- リスクマネジメント及び危機管理体制の構築
- 各種自主財源確保の強化と経費節減
- 社会福祉会館指定管理の更新に向けた検討

平成27年度 社会福祉事業会計予算

拠点区分と主な事業内容	予算額 (単位:千円)
1 法人運営事業	82,309
2 社会福祉大会開催、広報発行、メールマガジン配信等	2,941
3 トータルケア事業等の市町村社協支援事業	4,494
4 各種別協議会支援、資格取得支援等の研修事業	30,693
5 災害ボランティアコーディネーター養成等	3,449
6 民生委員互助共励事業	2,999
7 共同募金配分金事業	9,301
8 退職手当積立事業	8,646
9 ふれあい安心電話システム推進事業	40,271
10 善意銀行 (県民や企業・団体等からの寄附の受入、調整、払出)	1,669
11 地域福祉推進委員会事業	5,111
12 福祉職場の求人斡旋等の福祉保健人材センター事業	20,498
13 福祉施設経営指導事業	5,134
14 福祉サービス評価事業(第三者評価)	5,080
15 日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	43,085
16 大規模災害発生時におけるボランティア支援等	1,322
17 運営適正化委員会事業 (福祉サービス苦情相談受付・解決)	7,717
18 災害遺児愛護基金事業 (災害遺児養育者へ給付金支給)	8,721
社会福祉事業会計 合計	283,440

皆様の善意

【平成27年1月～3月末日現在】

◎一般金銭預託◎

・秋田県書道連盟 様 50,000円

・秋田銀行吹奏楽団 様 100,000円

・株式会社男鹿水族館 様 595,927円

◎善意銀行金銭預託◎

・そごう・西武労働組合

秋田支部 様 8,949円

・秋田県商工会女性部連合会 様 10,000円

・匿名(※) 70,000円

・秋田魁新報社社会部御一同 様(※) 50,000円

↓(※)ランドセル購入資金として、
県内児童養護施設2カ所へ

◎物品預託◎

・土井 志津恵 様

お手玉50個

↓県内老人福祉施設へ

株式会社ツルハ

ホールディングス 様
株式会社 様
車椅子5台

↓県内老人福祉施設3カ所及び県
内障害福祉施設2カ所へ



株式会社ツルハホールディングス様、クラシエホールディングス株式会社様からの車椅子贈呈式

災害遺児愛護基金事業関係

※災害遺児愛護基金事業とは、交通・労働・自然災害により、父あるいは母が死亡、または重い障害をもった場合に、義務教育終了前の児童の支援を目的として給付金を支給する事業です。

◎災害遺児愛護基金事業

金銭預託◎

・第二北部自動車学校 様

13,607円

・合同会社ガーデンカンパニー 様

100,000円

◎マッチングギフトプログラム
災害遺児愛護基金事業へ◎

・株式会社NTT東日本-秋田 様

281,267円

・NTT秋田社会貢献推進会議 様

323,767円

・NTT-ME秋田事業所 様

42,500円



株式会社NTT東日本-秋田様、NTT秋田社会貢献推進会議様、NTT-ME秋田事業所様からの寄附金贈呈式

◎災害遺児愛護基金給付金◎

◆入学祝金 6件 300,000円

◆卒業祝金 6件 300,000円

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉への御寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会 総務企画部
秋田市旭北栄町1-5
TEL 018-864-2711

施設向けカラオケ

～ジョイスウンドフェスタ～
JOYSOUND FESTA
サンプル無料貸出中!!

健康王国 搭載!
音楽療養ソフトコンテンツ

楽曲数 **9万曲** ※2013年8月時点

©201308 XING INC.

◎お問い合わせは TEL: ☎0120-141-224
株式会社 **エクシング** 東北エルダー 営業G 秋田事務所

賠償・傷害のセットプランをおすすめします！！

平成27年度

全社協 保育所の損害補償

スケールメリットを活かした有利な補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所です。

セットプラン

● 簡単、便利なインターネットで手続きを

ふくしの保険

検索

<http://www.fukushihoken.co.jp>

基本セット補償	補償金額	年間保険料		
		定員数	保険料	
賠償責任	対人賠償	1名→1億円 1事故→7億円	41～50名	22,700円
	対物賠償	1事故→1,000万円	51名以降 1～10名増ごとに 90名まで	1,200円
	受託物賠償	200万円(自己負担なし) うち現金補償→20万円限度	91～100名	29,300円
	人格権侵害	期間中→1,000万円	101名以降 1～10名増ごとに 150名まで	1,200円
	初期対応費用	期間中→500万円	151名以降 1～10名増ごとに	1,420円
事故見舞金	1事故→10万円限度 (見舞金・見舞品は1名につき5万円限度)			
園児傷害	死亡保険金	121.2万円	園児1名 1口あたり	870円
	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金の4%～100%		
	入院保険金	1,700円*		
	通院保険金	1,100円		

基本セット補償保険料計算例

100名で加入の場合

賠償	29,300円
傷害 870円 ×100名 ×1口	87,000円
合計	116,300円

*手術保険金のお支払い額は、入院中の手術の場合：入院保険金日額の10倍、外来の手術の場合：入院保険金日額の5倍となります。



天災セット補償	補償金額	年間保険料		
		定員数	保険料	
賠償責任	対人賠償	1名→2億円 1事故→10億円	41～50名	28,000円
	対物賠償	1事故→1,000万円	51名以降 1～10名増ごとに 80名まで	1,500円
	受託物賠償	200万円(自己負担なし) うち現金補償→20万円限度	81～90名	33,900円
	人格権侵害	期間中→1,000万円	91～100名	36,200円
	初期対応費用	期間中→500万円	101名以降 1～10名増ごとに 150名まで	1,500円
事故見舞金	1事故→10万円限度 (見舞金・見舞品は1名につき5万円限度)	151名以降 1～10名増ごとに	1,800円	
園児傷害	死亡保険金	108万円	園児1名 1口あたり	1,190円
	後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金の4%～100%		
	入院保険金	1,500円*		
	通院保険金	1,000円		

個別プラン

プラン1 保育所業務の補償

- ① 基本補償
- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 保育所の什器・備品損害補償

プラン2 保育所利用者の補償

- ① 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償
- ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 保育所職員の補償

- ① 保育所職員の労災上乗せ補償
- ② 保育所職員の傷害事故補償
- ③ 保育所職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
TEL:03(3593)6824

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03-3581-4667 FAX:03-3581-4763

シリーズ こだわりの品

～本会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

今回は、椎茸や野菜・花の苗の栽培、販売等のほか手作りパンを製造している秋田市の障がい者支援施設「竹生寮」をご紹介します。

植菌作業。
一つひとつ丁寧に
打ち込みます。



現在、「竹生寮」（定員80名）では、利用者が林産班・農産班・園芸班・パン工房等で、一人ひとりの適性に合った作業を行っています。

林産班による椎茸栽培は、長年、竹生寮で取り組んでいる作業で、3月末に行う植菌作業ではおよそ1,300本の原木に種菌を植え付けます。竹生寮の椎茸は肉厚で弾力があると評判で、噛みしめると椎茸の旨みがあふれます。

また、農産班が育成する野菜・花の苗も評判があります。ナス・トマト・ピーマンは各70円、キュウリは100円程度と、丁寧に育てられた

「竹生寮」（平川 英勝 寮長）は、知的障害者入所施設として、昭和46年5月に社会福祉法人秋田育明会が開設しました。同法人は「竹生寮」のほか、障がい者支援施設1カ所、障がい福祉サービスセンター1カ所、グループホーム3カ所を運営しています。

施設開設時からの利用者もおり、施設内での高齢化も進行しているなかで、現在取り組んでいる作業を継続しながらも、「一人ひとりの利用者に合った作業内容を検討する必要がある」と平川寮長。地域とのつながりを大切にしながら、新たな一歩を踏み出そうとしています。

うえに手頃な価格の苗は、地域の方からの問い合わせも年々増えていきます。

もう一つ力を入れてるのが、利用者と職員とが協力して一つひとつ丁寧に焼き上げるパンです。16年ほどの開始時から試行錯誤を重ね、現在は元パン職人の方を職員として採用し、本格的な味が人気となっています。おすすめは、くるみパン（1個130円）やロールパン（5個入り200円）。無添加・手作りのため大量生産が難しく、店頭販売等は行っていないですが、週1〜2回販売に出向いているほか、利用者の昼食・おやつとして提供されています。また、施設祭り等の行事の際にも販売しており、地域の方が購入する機会も設けています。

商品に関するお問い合わせ

社会福祉法人 秋田育明会
障がい者支援施設

『竹生寮』

秋田市柳田字竹生 168
TEL 018-834-2577
FAX 018-834-2219
<http://www.ikumei.or.jp>



焼き上がったパン



トマトの苗



慣れた手つきで手早く成型します。